「鳥栖地区広域市町村圏組合　介護予防・日常生活支援総合事業　一般介護予防事業評価事業及び給付適正化業務」に係る公募型プロポーザル実施要領

1.　業務等概要

⑴　目的

この実施要領は、鳥栖地区広域市町村圏組合介護予防・日常生活支援総合事業一般介護予防事業評価事業及び給付適正化業務に係る事業者の選定において、公募型プロポーザル方式により、優先交渉権者を特定するため、公募型プロポーザルの実施について必要な事項を定めるものである。

⑵　業務名

鳥栖地区広域市町村圏組合　介護予防・日常生活支援総合事業　一般介護予防事業評価事業及び給付適正化業務

⑶　業務内容

地域支援事業実施要綱（平成１８年６月９日老発０６０９００１号）の別添２に基づく調査・分析及びケアプラン点検支援マニュアル（介護保険最新情報　Vol.38　平成２０年７月１８日　厚生労働省老健局振興課）等に基づくケアプラン点検等の業務及び報告書・提案書作成業務

⑷　委託契約期間

令和８年４月１日から令和９年３月２５日まで

⑸　提案上限額

上限額　４，７９４，２００円（消費税及び地方消費税を含む）

［内訳］一般介護予防事業評価事業分：２，８９３，０００円

給付適正化事業分：１，９０１，２００円

※参考見積書の金額が、提案上限額を超過した場合は失格とする。

2.　担当部署（提出・問合せ先）

〒８４１－００３７

鳥栖市本町３丁目１４９４番地１

鳥栖地区広域市町村圏組合　介護保険課　地域支援係

電話番号：0942-81-3111

FAX 番号：0942-81-3316

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：chiikishien@ktarn.jp

3.　参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者に限る。

⑴　公告日において鳥栖地区広域市町村圏組合の構成市町である鳥栖市において入札参加資格参加者名簿に登録されていること。

⑵　参加申込書及び企画提案書の提出日において、鳥栖地区広域市町村圏組合の構成市町（鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町）において入札参加資格停止（指名停止）を受けていないこと。

⑶　地方自治法施行令第１６７条の４第１項に該当する者でないこと。

⑷　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

⑸　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

⑹　国税、都道府県税及び市町村民税に滞納がないこと。

4.　参加申込書等の作成及び提出等

⑴　提出書類・必要部数

①　参加申込書（様式２）　　１部

②　企画提案書（様式５）・参考見積書　　６部　※正本１部、副本５部

ア　企画提案書（様式５）については、同様の内容が記載されているものであれば、書式は問わない。なお、サイズは、Ａ４縦、横書き片面とする。

イ　企画提案内容の説明動画を格納した電子媒体を作成し、１部を当組合へ送付すること。動画ファイルを直接電子メールやオンラインストレージを用いて送付することや再提出は認めないものとする。

※電子媒体とは、動画ファイル（ＭＰＥＧ４若しくはWMVの２種類とする）を格納したＤＶＤ－Ｒとする。

ウ　企画提案書と参考見積書は１つに綴じて提出すること。また、正本には、代表者印を押印すること。

エ　副本については提案者名が分からないようにマスキング処理等をすること。

⑵　提出期限等

①　提出期限：令和８年３月１２日（木）１７時００分まで（必着）

※提出期限を過ぎた場合の受付は不可とする。

※直接持参する場合は、土・日曜日及び祝日を除く平日の８時３０

分から１７時までとする。

② 提 出 先：「2. 担当部署」に同じ

③ 提出方法：持参または郵送

※郵送の場合は、配達証明付き郵便等、送付記録が残る方法により、提出期間内に提出すること。

⑶ 参加申込に関する質問

参加申込について質問がある場合は、電子メールにて質問書（様式３）を期限までに提出すること。電子メールの送信後、到着確認のため電話で確認すること。

① 提出期限：令和８年３月２日（月）１７時００分まで

② 提出場所：「2. 担当部署」に同じ

③ 回答方法：提出された質問に対する回答は、令和８年３月４日（水）までに質問書に記載された宛先にメールで送付し、本組合ホームページに掲載する。

5. 審査方法

審査は、鳥栖地区広域市町村圏組合介護予防・日常生活支援総合事業一般介護予防事業評価事業及び給付適正化業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において、提案内容を評価し、最も優れている提案を行った者を優先交渉権者として特定する。

⑴ 企画提案内容の説明動画による審査

本プロポーザルへの参加申込者に対し、後段「6. 審査基準及び配点」で示す審査基準の基づいて企画提案内容の説明動画による審査を実施する。

⑵ 審査結果の通知

審査結果の通知は合否に関わらず、審査を受けた全員に対して令和８年３月２５日（水）までに文書及び電子メールにて通知する。

⑶ その他

① 企画提案内容の説明時間　２０分

② 質疑応答　提案内容に質疑がある場合は、３月１８日までに当組合より質問します。一定期間内にメール若しくはＦＡＸで回答すること。期日については質問時に掲示する。

6.　審査基準及び配点

プロポーザルは主に以下の審査基準に基づき審査する。

| | 評価項目 | 評価の視点 | 配点 |
|---|---|---|---|
| （1） | 事業実施の体制等 | 責任者及び担当者が適切に配置され、事業実施の確実性が確保されているか。 | 10 |
| （2） | 類似・関連事業実績 | 法人として、本事業を確実に実施するための実績が蓄積されているか。 | 10 |
| （3） | スケジュールの内容 | 業務の実施時期は計画的か。 | 5 |
| （4） | 業務内容に関する方針等 | 業務内容に関する方針等・考え方は適切か。 | 10 |
| （5） | 分析方法等 | 分析方法は業務内容を満たしているか。内容は適切か。 | 20 |
| （6） | 提案内容等 | 分析方法に基づく提案内容は適切か。 | 20 |
| （7） | ケアプランの確認方法 | ケアプランの確認方法について、具体的な方策を示しているか。 | 5 |
| （8） | ケアプランの課題分析・報告 | 点検結果を基にした課題分析は妥当で、実施可能なものか。また、分析結果に伴う報告内容が有益であるか。 | 20 |
| 合　　計 | | | 100 |

7.　実施スケジュール

| 項目 | 期限等 | 備考 |
|---|---|---|
| ⑴募集公示 | 令和８年２月 20 日（金） | 本組合ＨＰに掲載 |
| ⑵質問期間 | 令和８年３月　２日（月） | ＦＡＸ及びメールにて提出 |
| ⑶質問回答 | 令和８年３月　４日（水） | 本組合ＨＰに掲載 |
| ⑷申込期限 | 令和８年３月 12 日（木） | 持参または郵送（必着） |
| ⑸ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ | 令和８年３月 17 日（火）（予定） | 説明動画を基に組合内で開催 |
| ⑹事業者決定通知 | 令和８年３月 25 日（水）（予定） | 本組合ＨＰに掲載 |
| ⑺契約締結・業務開始 | 令和８年４月１日（水）（予定） | |

8.　提出書類の取扱い

⑴　提案書類提出後の内容変更は認めないものとする。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。

⑵　提出書類の返却はしない。なお、提出書類は、契約に至った場合及び提案審査以外の目的で提案者に無断で使用しない。

⑶　提出書類は、審査事務に必要な場合、複製する場合がある。

9.　失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

⑴　参加資格要件を満たさなくなった場合。

⑵　提案等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行った場合。

⑶　審査結果に影響を与えるよう、公正性を害する行為があった場合。

⑷　提出書類に虚偽の記載があった場合。

⑸　参考見積書の金額が、提案上限額を超過した場合。

10. 審査結果の公表

次に掲げる事項を市のホームページ等に公表するものとする。

⑴　業務等の名称

⑵　主幹課名及び履行期間

⑶　優先交渉権者の名称及び点数

⑷　次点交渉者の有無及び名称

⑸　委員会の構成人数

11. 契約方法

優先交渉権者と、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定による随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに手続きを行うものとする。なお、その際には、優先交渉権者に特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

12. その他の留意事項

⑴　提案に係る費用は、参加事業者が負担するものとする。

⑵　審査結果に関する質問には回答しない。

⑶　この資料を他の目的のために使用することは禁止する。

⑷　この委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。